

令和6年第3回東近江市教育委員会（定例会）会議録

日 時 令和6年3月22日（月） 午後1時30分 開会

場 所 市役所 東庁舎 東D会議室

出席者

教育長	藤田 善久	教育長職務代理者	山本 一博
教育委員	篠原 玲子	教育委員	青地 弘子
教育委員	沖田 行司	教育部長	沢田 美亮
こども未来部長	中西 尚代	教育部次長	中西 美智代
管理監（幼児担当）	高山 千穂	教育総務課長	池元 貴之
校務支援室長	松本 良恵	学校教育課参事	北川 守一
生涯学習課長	中西 恵美子	学校給食センター所長	上林 昭
能登川図書館長	江竜 喜代子	教育研究所長	宮居 伝
幼児課長	増井 章恵	こども相談支援課長	加藤 三奈子
博物館構想推進課長	嶋田 直人	博物館構想推進課参事	上平 千恵
学校教育課指導主事	磯崎 信一郎	事務局（教育総務課長補佐）	小辰 あつ子

以上22名

開会

教育長

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

ただ今から、令和6年第3回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

本日は、午後2時から教職員の管理職内示があり、そちらへ出席しなければいけませんので、申し訳ありませんが、「1報告」が終わりましたら、退席させていただきます。以降、山本教育長職務代理者に進行を交代して進めていただくようお願いしておりますので、あらかじめお伝えさせていただきます。

最初に、「会議録」の承認についてですが、委員の皆様には、「第2回定例会」の会議録について、あらかじめ事務局から配付し、御確認いただいていると思います。

会議録の内容に御異議はございませんか。

各委員

（異議なし）

教育長

それでは、「第2回定例会」の会議録は承認いただきましたので、後ほど「山本委員」と「沖田委員」に署名をお願いいたします。

なお、第3回定例会の会議録署名委員は、「沖田委員」と「青地委員」を指名させていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、次第に従い、進めさせていただきます。

まず、「1報告」です。私から教育長報告をさせていただきます。

（教育長報告）

教育委員の皆様、教育委員会事務局管理職の皆様には、中学校の卒業式に続き、幼稚園の

卒園式、小学校の卒業式に御臨席いただき、誠にありがとうございました。

私も、愛東あいあい幼稚園、愛東北小学校の卒業式に出席させていただきました。それぞれ趣向が凝らされていて、また、少人数の幼稚園、小学校ではあったのですが、とても大きな歌声が響き渡り、子どもたちや保護者にとって、大変思い出深い式典になったものと感動しました。

私からは、最近のニュースから2点の心配事と2件の報告をさせていただきます。

能登半島地震以来、震災に関連し、阪神淡路大震災から29年、東日本大震災からは13年が過ぎたということ、そして、そのような大きな出来事を知る職員がどんどん少なくなっているということは感じ取っていたのですが、一昨日がオウム真理教の地下鉄サリン事件から29年ということについては、うかつにも、全く忘れていました。

その日、私は、朝から近江鉄道の近代化計画、改修計画の協議があり、終了後、県や沿線市町の担当者と近江八幡市で昼食をとっているときに、そのニュースを知りました。携帯で知ったのですが、正確に思い出すことができません。震災は阪神淡路の後も頻発しており、その都度思い出すことで、記憶が上書きされ、比較的思い出せるのかなと感じていますが、オウム真理教の地下鉄サリンのような事件は、上書きされることはありません。

個別の犯人の名前も麻原彰晃以外は、なかなか思い出せませんでした。この記憶が薄れていくということはある意味、震災の記憶が薄れることより深刻かもしれません。オウム真理教は形を変え、「アレフ」や「ひかりの輪」として活動しており、偽のサークル活動やSNSを駆使して、オウム真理教の地下鉄サリンのような事件を知らない、人間関係などの悩みを抱えがちな若者に接近し、心の距離を縮め、教壇への入信を勧める活動を続けているといます。こういった活動に対する注意喚起を含め、事件を継承していくことの大切さを感じたところです。

もう一つ、子どもと接する仕事に就く人の性犯罪歴を確認する「日本版DBS」創設法案が閣議決定されたとの報道がありました。性犯罪歴がある人は刑期終了から最長20年間採用されない等の就業制限が課せられ、こども家庭庁が情報照会システムを構築するということです。教員は当然この対象とされており、ただ、前歴照会だけでは、性犯罪全体の9割を占める初犯を防げないとして、雇用主側が勤務態度等から性加害の恐れがあると判断した場合には配置転換などの措置を講じることができるとされています。非常に大切な制度ではあるのですが、雇用主側が性加害の恐れがあると判断しなかったことに対する責任を問われないかといったことが非常に気になります。

マスメディアの報道では、性加害の恐れへの乱用で労働者の権利が侵害されないかという懸念が大きく報道されていますが、学校での雇用に際し、また日々の状況から性加害の可能性のあることを察知することはほぼ不可能と考えられるからです。今後の法整備の動向をしっかりと見ていきたいと考えます。

次に、御報告です。お手元に職員向けの情報誌「ひろば」を置かせていただいております。この4月から能登川南小学校、能登川東小学校に係る校区再編がスタートいたします。令和3年11月に通学区域審議会に諮問し、令和4年6月に答申をいただき、その後地域との話し合いを丁寧に重ね、同年12月の教育委員会定例会で決定をしていただいた内容です。

具体的な内容は、この「ひろば」に記載されたとおりでございます。この「ひろば」は、教育総務課の小串さんが分かりやすくまとめ、職員向けに情報を提供してくれたものですので御覧いただきたいと思い、配布いたしました。今回の校区再編は、令和6年の新1年生か

教育長

らスタートし経過措置も含めると、最終完了するまでには大変長期にわたることになります。

今後も、課題は出てくるかと思いますが、丁寧に対応し、子どもたちにとってより良い教育環境となるよう進めていきたいと考えています。なお、令和6年度から7年度にかけて能登川南小学校の大規模改修を行い、引き続き能登川東小学校の大規模改修にとりかかりたいと考えています。工事内容の詳細は、業者決定時に説明させていただきます。

教育長報告は、以上とさせていただきます。

次に教育部長から報告をお願いします

(教育部長報告)

教育部長

皆様こんにちは。

去る3月12日、19日に市内小中学校の卒業式が無事に挙行されました。委員各位にはお忙しい中御臨席賜り厚くお礼申し上げます。

私からは3月議会での代表質問及び一般質問、常任委員会での協議内容について御報告をいたします。

7日の代表質問では、山本議員から市長に対し所信表明についての質問があり、教育委員会の関係では「魅力ある学校づくりを含めた不登校対策」について尋ねられました。

答弁では、市長から、魅力ある学校とは、まず学校がしっかりと教育理念を分かりやすく示し、子どもたちが未来に希望を持ちながら生き生きと学ぶ学校であると答弁した上で、不登校の初期段階からの対策として「校内教育支援センター」の新設やフリースクール等に通う子どもたちへの支援をしていく旨を答弁されました。

また、田郷議員からは、給食費の無償化と市長の発言に対する撤回についての質問があり、市長からは、これまでの答弁と同様に給食費の無償化は考えていない旨の答弁をされ、フリースクール等に対する市長発言の撤回についても、不登校対策の重要性は十分に認識した上で、国や県の政策の在り方について、一政治家としての意見を述べたものであることから発言の趣旨は撤回しないと答弁されました。

辻議員、竹内議員からは、「校内教育支援センター」の人材確保とフリースクール利用世帯への支援の方法について質問がありました。

人材確保の点では、16校の校内教育支援センターの設置と、教員資格を持つ不登校コーディネーターと資格不要の校内教育支援員をそれぞれ1名配置することと、各支援センターを巡回するスクールカウンセラーと警察OBである問題対策員を配置する旨答弁しています。

また、フリースクール利用世帯への支援につきましては、市内の不登校児童生徒が学校以外の民間施設、いわゆるフリースクール等を利用し、かつ校長が出席扱いとする場合について、補助金を交付する方向で検討し、補助金の額は近隣の市町に遜色のない金額として2万円程度を想定している旨答弁いたしました。

なお、当該補助金の交付要綱は、4月以降に教育委員会に議案として審議いただく予定をしておりますのでよろしくお願いたします。

また、井上議員からは、義務教育課程の教員不足について5点質問がありました。

小中学校における欠員の補充は大きな課題であり、市の対策としては、引き続き県教育委員会に欠員の解消を要望することや、本来県の行う業務ではありますが、欠員や育休などの補充教員となる臨時講師を確保していく旨などを答弁いたしました。

教育部長

また、一般質問ですが、吉坂議員から学校図書館及び市立図書館について、櫻議員からは公教育の改革について、それぞれ質問がありました。

答弁の内容は、本日の資料に添付しておりますので後ほど御確認をお願いいたします。

また、13日には福祉教育こども常任委員会が開催され、6年度予算を中心に各議案の審査が行われました。

就学援助費の増額や通学路点検の実施状況、校内教育支援センターと他部局との連携、市民大学の受講者数、図書館のバリアフリー対策など、数多くの質問をいただきました。

特にフリースクールへの支援については、その概要を追加資料として提示し、本日の資料としても添付していますが、補助対象者や補助金額を別添の内容において補助金要綱を作成する旨説明を行い、各委員から一定の理解はいただきました。一方ではフリースクールなどの義務教育以外の子どもの居場所対策については、教育部が担うことが適切かなどの意見がありました。

以上が3月議会での報告でしたが、来週25日には議会も最終日を迎え、翌26日には人事異動が内示されます。

令和6年度には、かねてから準備をすすめてきた校区再編の初年度でもあり、不登校対策や給食費の改定、少年センターの組入れ、能登川図書館の改築工事など、新たな事業や制度の変更がありますので、残り少ない5年度においても、引継ぎをはじめしっかりと翌年度の準備をしていきたいと考えております。

教育長

それではこども未来部長から報告をお願いします。

(こども未来部長報告)

こども未来部長

皆様こんにちは。それでは、こども未来部から報告をさせていただきます。

公立の認定こども園、幼稚園におきましては、3月15日に修了式・卒園式を行いました。教育委員の皆様にも御多用の中、御臨席を賜りましてありがとうございます。

小学校入学後も健やかに成長し、元気に学校生活を楽しんでほしいと願っているところで

す。
続きまして、3月市議会定例会での代表質問、一般質問について報告をいたします。代表質問では、山本議員から「結婚・妊娠・子育てへのサポートについて」「子育て・教育環境の充実について」の質問をいただきました。

答弁では、子育て世帯への見守りが重要と考えており、今後も安心して子育てができるよう見守り支援を充実していくと答弁しております。

次に、田郷議員からは、見守りおむつ宅配便事業の充実はできないのかとの質問をいただき、子育て経験のある専門の宅配員が子育て家庭を訪問し、悩みや困りごとを聞くなど、子育て家庭の孤立防止に努め相談体制を構築し、本事業は充実しているものと考えていると答弁しました。

次に、辻議員からは、こどもの居場所づくりの人材確保について質問をいただき、市と地域や関係団体などが連携して取り組んでいくことで、人材確保につなげていきたいと考えていると答弁しました。

次に、一般質問ですが、大洞議員から移住者に対する子育て支援が他市町に劣っていないかと質問いただき、幼児施設の整備をはじめ、見守りおむつ宅配便、つどいの広場の実施な

こども未来部
長

ど多方面にわたり事業を展開し他市町に劣っているものとは考えていないと答弁いたしました。

次に、櫻議員からは、多くの質問をいただきました。主なものとしまして、幼児施設関係では、保育需要の増加状況、育休退園についての市の考え、幼稚園の認定こども園化、保育所化することについての考えなどです。学童保育所関係では民設民営学童の補助金、今まで公募してこなかった理由などについて、他こどもの居場所づくり事業の今後の計画について、質問いただきました。

答弁では、保育所、認定こども園等の利用児童人数は平成 27 年度から令和 5 年度の 8 年間で 644 人、学童保育所は 526 人増加であること、育児期間中の継続利用については、現在 1、2 歳児の受入枠が不足しているため継続利用はしていただけないが、受入枠の拡充を行い利用が可能となるよう努めていきたいと答弁しました。幼稚園を認定こども園化、保育所化することについては、今後の地域ごとの入所児童を予測し望ましい保育教育環境を第一に考え、検討しているところであると答弁しました。民設民営学童の補助金については、建物を改修して開設する場合は補助上限額 1,200 万円となっており、負担割合は国、県、市 3 分の 1 ずつで、市は公設民営で各小学校区に学童保育所を整備する方針で進めてきたため、公募は行ってこなかったと答弁しました。他こどもの居場所づくり事業の今後の計画については、特に利用希望の多い夏休みに他の地域でも事業が実施できるよう取り組んでいきたいと答弁しました。

その他、3 月 14 日の福祉教育こども常任委員会では、一般会計補正予算の内「民間保育所等運営支援事業」の運営委託費、広域入所委託費、施設型給付費、地域型保育給付費の増額補正と令和 6 年度の当初予算を御審議いただきました。

また、その他としまして、「東近江市こども家庭センターの設置について」報告をいたしました。詳細は後ほど担当課長から説明いたします。

以上、こども未来部の報告とさせていただきます。

教育長

それぞれ報告が終わりましたが、御意見、御質問等ございませんか。

青地委員

櫻議員の質問で、「過去 5 年間、申込み時点で定員を超えた学童保育所において入所を諦めたおおよその児童数を伺う」とありますが、答弁では入所を諦めた児童数は把握していないということでした。利用希望数把握のために人数を掴んでおく必要があるのではないのでしょうか。

こども未来部
長

各学童保育所では、定員に達した時点で入所を断っており、現状、どれだけの人数が学童に入りたいかを把握していませんでしたが、それでは、実際に学童に入りたい方が事前に諦めるということになってしまいます。入所前に諦めることがないようにという意見も昨年度にいただいていた。従いまして、令和 6 年度の申込時点では、各学童保育所にはそういうことがないように、最終的に高学年になると受入枠を超える場合は、待機児童となってしまうこともありますが、入所はしていただくように各学童保育所に連絡をしていますので、今後は実際に入りたい人数は把握できると考えています。

青地委員

できるだけ、特に低学年児童については、優先になるのか分かりませんが、入所を諦める

青地委員	人数がないようにするのが理想だと思いますので、よろしく申し上げます。
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは時間になりましたので、これで退席させていただきます。進行を山本教育長職務代理者に代わらせていただきます。</p>
山本教育長職務代理者	<p>それでは、ここからは私が進めさせていただきます。</p> <p>「2 議案」に移ります。</p> <p>「議案第3号 令和6年度東近江市教育行政基本方針について」担当課から説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>教育総務課の池元です。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第3号 令和6年度東近江市教育行政基本方針について、説明いたします。</p> <p>お手元の資料を御覧ください。</p> <p>教育行政基本方針につきましては、令和4年3月に策定しました第2期東近江市教育振興基本計画の基本方針及び推進施策を、総合的かつ体系的に実施するため、毎年度、推進すべき具体的な内容を定めて作成しています。今年度も別添のとおり、令和6年度の基本方針を作成しております。</p> <p>内容についてですが、表紙をめくっていただきますと目次と令和6年度の事業内容を踏まえた教育長のお言葉が記載されています。</p> <p>1ページから17ページにつきましては、第2期教育振興基本計画から抜粋した基本方針、推進施策を記載しています。</p> <p>なお、今回一部追記している箇所がございまして、8ページの③最初の項目、校内教育支援センターの取組について、また、10ページ上から二つ目の項目、永源寺中学校、能登川南小学校大規模改修に関連し、学校施設の整備についての2点を追記しています。</p> <p>基本的に、今申し上げました2点を追記しました以外につきましては、1ページから17ページまで、昨年からの変更はございません。</p> <p>18ページから22ページにつきましては、令和6年度主要事業の概要をまとめており、事業名、概要、第2期教育振興基本計画に基づく施策体系、令和6年度当初予算額、令和5年度の当初予算、事業の方向性、担当課を記載しています。</p> <p>大変簡単ではございますが、説明は以上です。</p> <p>御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>
山本教育長職務代理者	ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はございませんか。
篠原委員	新たに校内教育支援センターができますが、そのための人員配置は順調に進んでいるのでしょうか。
教育部次長	配置等につきまして、学校問題対策支援室で進めており、現在、随時試験を行っています。

教育部次長	<p>コーディネーターは校長OBに加わっていただきますが、決まっていない学校が1校あります。また、校内教育支援員についても、現在、随時募集をしており、少しずつ埋まってきましたので、4月までには充足させたいと思っています。できるだけ支援員の事情や状況に合わせて柔軟に対応していきたいと思っています。</p>
山本教育長職務代理者	<p>予算で枠を取った人件費分について、今後の見通しとして十分埋まっていくであろうということですね。</p>
教育部次長	<p>そうです。</p>
山本教育長職務代理者	<p>上位計画もありますし、基本方針ですので、基本的なところは変わらないと思うのですが、加筆した部分もあるということです。令和5年度の資料と突き合わせてみましたが、一言一句変わらないところが8割5分くらいありました。当然そういう結果にならざるを得ないということは分かりますが、やはり、毎年見直しをし、文言を変えるところは変えないといけないと思います。</p> <p>特に感じたのは、令和6年度はコロナ禍がなくなったということが一つありますので、冒頭の教育長のあいさつにそれがあってもいいのかなと思いました。</p> <p>もう一点、予算と内容とは連動するものですか。予算の一覧のところに「拡大」や「新規」ということがあれば、それが本文に何らか反映される必要があるのではないかと思います。例えば、スポーツについてですが、国スポ、障スポが始まるからと、予算では「拡大」となっていて、金額も前年度と比べて一桁違います。もちろん、生涯スポーツとは直結しない部分があると思いますが、これだけのものがあれば何らか本文にあってもいいのではないかと思います。</p> <p>到達点として、こういうことになるというのは分かりますが、こういう軌跡が感じられるといいのではないかと思います。</p>
教育総務課長	<p>ありがとうございます。毎年作成をしているものですので、山本委員からいただいた御意見を踏まえまして、来年度以降、作成する際の参考にさせていただきたいと思っています。</p>
山本教育長職務代理者	<p>他にはよろしいでしょうか。</p> <p>では、議案第3号につきまして、御承認いただけますでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
山本教育長職務代理者	<p>ありがとうございます。では、「議案第3号 令和6年度東近江市教育行政基本方針について」は原案のとおり承認といたします。</p> <p>続きまして、「議案第4号 東近江市学習者用タブレット端末等取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」担当課から説明をお願いします。</p>
校務支援室長	<p>学校教育課 松本です。</p> <p>議案第4号「東近江市学習者用タブレット端末等取扱要綱の一部を改正する告示の制定に</p>

校務支援室長

ついて」説明します。提案理由は、児童生徒が学習者用タブレット端末等を破損等させた場合の取扱いに関し、要綱の一部を改正する必要が生じたため、本議案を提出するものです。

学校内でのタブレット端末の破損について、現在は教育委員会にて費用を負担し修繕を行っています。しかし、故意に破損させたなどの悪質な場合、学校と保護者が協議の上、当該児童生徒への指導の意味も含み、保護者に修繕費の一部を負担していただいたケースがあります。

現在の要綱には、学校においてタブレット端末が破損した場合はどうするのか、修繕のための費用負担、保護者の負担についての記述がないことから、新たに条文を追加し、タブレット端末の破損に対応するため、改正を行うものです。

資料の5ページ、新旧対照表を御覧ください。

現行の第5条の次に、新設で第6条の「タブレット端末等の破損等」を加えるものです。

まず、改正案の第6条第1項は、学校が行う教育活動又は児童生徒が行う学習活動において、タブレットが破損等した場合に、教育委員会へ報告することを明記しました。ここでいう「学校が行う教育活動」には、学校内での使用、学校外での地域学習や校外学習、そして修学旅行を想定しています。また「児童生徒が行う学習活動」には、児童生徒が家庭へ持ち帰っての使用を想定しています。

次に、改正案の第6条第2項は、タブレット端末等が破損等した場合の修繕費の負担については、教育委員会にて負担することを明記しています。

次に、改正案の第6条第3項は、タブレット端末等が破損した場合の修繕費負担の保護者協議についてです。第2項で修繕費は教育委員会で負担するとしていますが、破損等の原因が、児童生徒の故意又は重大な過失によると認められる場合には、破損等に至った経緯、児童生徒の発達段階、その他の状況を鑑みて、学校と保護者が協議した上で費用負担を決定するとしました。

タブレットの破損は学校で発生しており、その詳細な状況は学校が現認、確認しています。そこに教育委員会が介入することは、学校の裁量を狭めること、児童生徒及び保護者の納得や理解が得にくくなることが想定されることから、校長が費用負担を決定することとしました。

なお、今回の改正に合わせて各条文の条項の整理もしています。各様式の条項についても改正に合わせて整理し、8ページ以降に改正後の様式を資料として添付しております。

説明は以上です。御審議よろしく申し上げます。

山本教育長職務代理者

ありがとうございました。学習用端末タブレットの破損について、一步踏み込んだ内容を追加するということですね。この件について、御意見、御質問はございませんか。

青地委員

既にそういった事案があったと書いていただいているので、背景が大変よく分かります。今回要綱が4月1日から変わるということは、改めて保護者へこの要綱をお渡しするということですか。

もう一点、申請書類一式がありますが、今回4月1日以降からの要綱ですが、全員再度これに記入して、現在持っている子どもの保護者についても提出していただくことになるのでしょうか。

校務支援室長	様式につきましては、今後発生したとき新様式を活用していただく予定です。
青地委員	既に今出ている分については、そのまま使用するということですか。
校務支援室長	令和5年度中につきましては、貸与申請書も破損が生じた場合も旧様式を使用していただき、令和6年度以降は新様式で対応していくこととなります。
教育部次長	貸与申請書というのは、持ち帰りの時だけ使います。普段、学校で使っている分については、こういった申請書は必要ありません。
青地委員	長期休みなどの時に必要ということですか。普段は持って帰っていないということですね。
校務支援室長	現在、持ち帰りや長期休暇等中に家庭においてタブレットを使って学習されている方につきましては、貸与申請書を提出いただいて、家に持って帰られます。また、ここにもありますように校外学習や家庭での宿題等の場合もタブレットを持ち帰って使っておられます。
青地委員	ということは、その都度申請書を提出するということですか。
教育研究所長	持ち帰った次の日に持ってくるということは、学校の教育活動の中で行っているということですので、水曜日に持って帰って、木曜日に持ってくる際には申請書は必要ありません。ただし、長期休みや不登校傾向など何らかの理由が生じたときには、この申請書を使用することとなります。金曜日に持って帰った場合には、2日間ありますが申請する必要はありません。
青地委員	持って帰っているときに、偶然破損した場合、そういうときにこれを承知しているという確認は取れていないということですか。今回、破損した場合の費用負担を確認するために要綱の一部改正をされるのですよね。
校務支援室長	今まで、破損した場合にどちらが費用負担をするか等の記述が要綱の中に何で何も定まっていませんでした。令和4年度にタブレットの持ち帰りについて教育委員会で協議いただいたと思いますが、今年度になり、昨年度よりも持ち帰り回数も増えてきましたし、今後タブレット等を各御家庭でも活用していただきたいという思いもあります。そうしますと、故意ではない場合は、もちろん東近江市で修繕費用を持ちますが、故意で故障した場合等は、学校を通じて保護者も修理費用を御負担いただくということをきちんと明記するため、今回一部改正することになりました。
青地委員	そのようなことを明記するというのを保護者へはどのようにお知らせするのですか。

学校教育課参事	持ち帰りについては校長会議等で担当が説明をしています。学校を通じて校長名で出していただくか、コドモンを使って保護者に伝えるかのどちらかになると思います。
青地委員	その辺をはっきりしておかないと、何か起こったときに故意であるのか、偶然であるのかの線引きが難しいですね。また、保護者がどれくらい負担するのか、そんなことは聞いてなかったということになりますと、後々問題が起こるのではないかと思いますので、保護者へその旨を伝えるタイミング等を決めていただいた方が良いかと思いました。
学校教育課参事	夏季休業前にはお知らせしなければいけないと思っています。
篠原委員	実際に破損があった件数はどれくらいありますか。
校務支援室長	令和3年度の修繕が24台、内破損が9台、令和4年度は修繕29台、内破損が15台、令和5年度は修繕49台、内破損が22台です。故意による破損のため保護者に負担していただいたのは、令和3年度が1台、令和5年度が2台です。あとは市が負担しています。
篠原委員	子どもは、慣れてくると扱い方が雑になってきます。持ち帰りが増えていると聞いているので、大事にしないと聞いているだけでは子どもたちは使い方が荒くなるので、また状況に合わせて変えていかないといけないのかなと思います。
山本教育長職務代理者	大事にしないと聞けないことを伝えるのも教育ですので、よろしくをお願いします。他によろしいですか。 では、議案第4号につきまして、御承認いただけますでしょうか。
各委員	(異議なし)
山本教育長職務代理者	ありがとうございます。では、「議案第4号 東近江市学習者用タブレット端末等取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」は原案のとおり承認いたします。 続きまして、「議案第5号 東近江市就学援助費給付要綱の一部を改正する告示の制定について」説明をお願いします。
校務支援室長	続きまして、議案第5号「東近江市就学援助費給付要綱の一部を改正する告示の制定について」説明します。提案理由は就学援助費における対象経費のうち、通学費について、他制度との整合をとるために、一部を改正する必要が生じたため、本議案を提出するものです。 就学援助費の給付に当たって、学校から「市の学校通学バスが認められている地域に居住する児童生徒の通学費(バス代)を、就学援助費にて拠出することは可能か」と、問い合わせがありました。市の学校通学バスについて規定している「東近江市立学校通学バス運行管理規則」(以下、通学バス規則。)と、公共交通機関を使って通学している児童生徒の保護者に一部経費を補助する「東近江市立小学校遠距離通学者通学費補助金交付要綱」(以下、通学費補助金要綱。)の内容を確認すると、就学援助費給付要綱の通学費の内容とでは、児童生徒

が通学する距離の算定方法に違いがあることが判明しました。

これは、就学援助費給付要綱の（通学費の対象者）と、通学バス規則の（通学バスを利用できる者）と、通学費補助金要綱（補助対象者）のいずれも学年ごとの距離の規定は同じとなっており、小学生1、2年は片道3キロメートル以上、小学生3から6年は片道4キロメートル以上、中学生は片道6キロメートル以上となっております。

これらの距離の計測方法について、通学バス規則、通学費補助金要綱は「地域の集合場所から学校までの通学経路の距離」と規定されています。一方で、就学援助費給付要綱は「最も経済的な通常の経路及び方法による片道の通学距離」と規定されており、自宅から学校までの最短距離として運用しています。

この規定の違いにより、同一の児童生徒でも制度によって認否の判断が分かれてしまうこととなります。現行制度の内容で、その中の2課題の例1では、小学生1、2年の場合で、地域の集合場所から学校までは3キロメートルあるが、自宅から学校までは2.9キロメートルであるとき、通学バスの利用や補助金は認定されるものの、2.9キロメートルが最短のため就学援助費は認定されません。反対に、自宅から学校までは3kmあるが、地域の集合場所から学校までは2.9キロメートルであるとき、通学バスの利用や補助金は認定されず、就学援助は認定されることとなります。

そもそも違う制度であることから、その判断も異なる、という考え方もできますが、同じ教育委員会で運用している制度でありながら、一貫性に欠けることとなり、これでは、児童生徒の保護者等の理解や納得を得ることは難しいと考えられることから、改正を行うものです。

次に4ページの新旧対照表を御覧ください。

要綱第2条第4号を改めます。

第4号 通学費の内容をアの項とし、「最も経済的な通常の経路及び方法による片道の通学距離」を「地域の集合場所から学校までの通学経路の距離」として定義し、通学バス規則及び通学費補助金要綱の計測方法に合わせます。

また、新たにイの項を加え、通学バス規則第3条第1項第2号に規定する、距離以外の特別な事情により通学バスを利用している地域、現在は永源寺地区の和南町と永源寺相谷町が対象地域となりますが、これを含め、教育委員会における制度の一貫性を図るものです。

なお、通学バス規則及び通学費補助金要綱の経過措置の内容については対象外としております。これは、説明資料の2枚目の一番下の行から3枚目の上2行のことになります。

この改正により、就学援助費の給付額増が見込まれます。より手厚い援助ができることから、義務教育の円滑な実施に資することができます。また、給付額増について、令和5年度ベースの試算では、年額30から40万円程度の増額を見込んでおり、過去の就学援助費の執行状況を踏まえると、令和6年度予算額の範囲内で吸収できるものと考えております。

さらに、制度間の判断の差が解消され、教育委員会の制度としての一貫性を図ることができると考えています。

説明は以上です。御審議よろしく申し上げます。

ありがとうございました。この件について、御意見、御質問はございませんか。

各委員	(意見、質問等なし)
山本教育長職務代理者	では、議案第5号につきまして、御承認いただけますでしょうか。
各委員	(異議なし)
山本教育長職務代理者	<p>ありがとうございます。では、「議案第5号 東近江市就学援助費給付要綱の一部を改正する告示の制定について」は原案のとおり承認いたします。</p> <p>続きまして、「議案第6号 東近江市地域学校協働活動推進員の委嘱について」説明をお願いします。</p>
生涯学習課長	<p>議案第6号東近江市地域学校協働活動推進員の委嘱について、説明します。</p> <p>社会教育法第9条の7第1項及び東近江市地域学校協働活動推進員要綱第4条の規定に基づき、推進員の委嘱をするものです。推進員は、地域学校協働活動の総合的な調整役で、学校と学校支援ボランティア等をつなぐことが主な役割となります。</p> <p>令和6年度に委嘱する方々は、資料のとおりで、各学校長から推薦していただきました。再任の方がほとんどですが、令和6年度、新規の方が3名おられます。</p> <p>五個荘小学校の七里志宝さんです。七里さんは、長年、スポーツ推進員やガールスカウトのリーダーとして活躍をされ、地域の方や子どもたちとの関りも多く、現在、五個荘小学校の学校運営協議会委員をいただいています。</p> <p>次に、蒲生北小学校の久郷恵理さんです。久郷さんは、自治会主催の夏休みの勉強会の運営メンバーとして開催に尽力され、つどいの広場「えがお」の代表を務めるなど様々な地域貢献事業に携わっておられることから推薦いただきました。</p> <p>3人目は、能登川中学校の藤田朋之さんです。藤田さんは、住職をされており、地域の状況に精通されており、学校教員の経験もあります。学校への理解がある方とのことです。学校評議員を3年間努めていただき、いろいろ支援いただいたことから推薦していただきました。</p> <p>以上3名の方が新規の推進員です。</p> <p>推進員は、原則、小・中学校各1名ずつですが、令和4年度から2名体制での活動を取り入れており、五個荘小学校と蒲生北小学校では、2名体制で活動していただきます。また、小・中学校を兼ねていただく方が3名おられます。昨年度に引き続き、八日市西小学校と船岡中学校の平井政夫さん、湖東第二小学校と湖東中学校の板倉元さん、蒲生北小学校と朝桜中学校の綾康典さんです。</p> <p>この3名は、小・中学校を兼ねて活動していただきます。</p> <p>協働活動推進員は、全員で30名となり、任期は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。</p> <p>説明は以上です。御審議よろしく申し上げます。</p>
山本教育長職務代理者	説明は終わりました。この件について、御意見、御質問はございませんか。

青地委員	推進員の委嘱に関わる、社会教育法と東近江市地域学校協働活動推進員要綱が手元がないので分からないのですが、お聞きしたいのは、この方たちは他の仕事との兼ね合わせはどのような規定があるのでしょうか。
生涯学習課長	規定というのはありません。お勤めの方は少ないのですが、推進員をしていただく方の中で、例えば生涯学習課が所管しています家庭教育支援事業の家庭教育支援員をしていただいている方もおられます。
青地委員	御自身の仕事として、例えば会計年度任用職員として市に関わることは可能でしょうか。
生涯学習課長	協働活動推進員としては可能です。
教育部長	会計年度任用職員と協働活動推進員との兼職は可能だと思います。
青地委員	協働活動推進員は元教職員という方が非常に多いので、いろいろな場面で教職員の人手不足が言われている中で、この方たちがそういう役職を担っていただくことは可能なのかと思い、聞かせていただきました。
山本教育長職務代理者	他によろしいでしょうか。 では、議案第6号につきまして、御承認いただけますでしょうか。
各委員	(異議なし)
山本教育長職務代理者	ありがとうございます。では、「議案第6号 東近江市地域学校協働活動推進員の委嘱について」は原案のとおり承認といたします。 それでは次に、「3 協議事項」に移ります。 「東近江市文化芸術振興計画（案）について」説明をお願いします。
博物館構想推進課長	文化スポーツ部博物館構想推進課の嶋田と申します。 文化スポーツ部で取りまとめをしています、「東近江市文化芸術振興計画」の素案がまとまりましたので、本日は御報告させていただきたいと思います。では、担当から説明させていただきます。
博物館構想推進課参事	文化スポーツ部博物館構想推進課参事の上平です。本日は、お時間をいただきありがとうございます。 本日は、お願いがあり寄せていただきました。 現在本課では、今後の本市の文化芸術振興について、総合的、計画的に推進するための指針となる文化芸術振興計画を策定しています。 つきましては、教育委員の皆様にも御意見をいただきたく、計画の案を配付させていただきました。

博物館構想推
進課参事

今回は、計画の概要について簡単に説明させていただきます。本文内容につきましては、お手元に配布しました資料を御覧いただき、後日また御意見いただければと思っております。

この案の中では、計画の期間が令和6年4月1日からスタートするように記述していますが、とりまとめに時間を要し、当初予定していた3月末までの策定が難しくなり、この3月議会で繰越の承認が得られましたら、来年度半ばの策定を目指したいと思っております。

これまでの経緯としまして、昨年7月に外部委員会からなる文化芸術振興計画策定委員会の第1回を開催し、10月から12月にかけて市内の文化ホールの職員及び地域の文化芸術活動団体や市内の高校で文化活動をしている高校生などにヒアリングやアンケート調査を実施し課題を抽出しました。

この調査の詳細につきましては、参考資料として最後に添付しておりますので、併せて御覧ください。

その中から、今計画では6つの課題を挙げて、本市の目指す将来像を「暮らしのそばにある文化芸術で、多様な人びとが共生する東近江市」とし、施策の方向性は文化芸術を通して「つながる」をキーワードとし、5つの方向性を挙げています。

その目指す方向性に向けて、取組の中から今期、特に優先的に取組む内容として「(主な取組2)文化芸術情報の提供」、「(主な取組3)市民の創造活動の支援」、「(主な取組4)既存文化芸術施設の担う役割の再整理」の3点を取り上げました。詳細につきましては、本文を御覧いただければと思います。

簡単ですが、以上で概要説明を終わらせていただきます。

本日は、お時間も限られていますので、この案をお読みいただき、御意見等ございましたら、4月12日(金)までに、博物館構想推進課に御連絡いただけますよう、お願い申し上げます。

山本教育長職
務代理者

ありがとうございました。今すぐ意見をいただくことは難しいと思いますが、事前に御覧になって、御意見や御質問がありますでしょうか。

篠原委員

全体の構想が分かっていないので、的外れな意見でしたら申し訳ありませんが、ライフロングの講座や公民館講座を結構利用しています。また、サークル活動をコミセンで行っても良いとなっているのですが、コミセンでは講師を呼んできて講座をしてはいけないといわれています。営業行為に当たるということのようなのです。その辺の線引きが分かりにくいと感じています。

私自身、韓国語の講座をライフロングで受講しました。その講師にずっと教えていただきたいので、コミセンの部屋を借りて数人で教えていただいているのですが、お金を払うと営業行為になってしまいます。そうすれば、コミセンで講座を開いてくれたらいいのと思いますが、それは難しいそうです。ライフロングというのは、いろんな方に来てもらうという趣旨でされているということでしたので、レベルに合わせて講座を設定するのは難しいのではないかと思います。

もう一点、公民館講座は大体午前中や昼間に開催されます。小学生や中学生と一緒に講座を受けたいと思う内容があるのですが、それを講座として開いていただけるのであれば、夕方や夜にできるのではないかと考えていました。

篠原委員	部活動の地域移行の話もありますので、もっと文化活動を中学生や地域の子どもたちと一緒に高校生や大学生など誰でも参加できるような活動を広げていただければ、交流もできるし、文化活動として盛んになるのではないかと思いますのでよろしくお願いします。
山本教育長職務代理者	二点ありましたが、控えていただきましたか。
博物館構想推進課長	<p>一点目、コミセンの講座については、この計画の前段にも取り上げていますが、これまでの市の文化芸術活動というのが、市には4つのホールと14地区のコミュニティセンターがあります。今、言われたように重複している部分があり、それぞれ使用される団体も似た部分があります。そもそも、それぞれの施設で設置目的が異なります。設置目的が異なっているにも関わらず、利用者に御理解いただけず重複した活動をしていたことがこれまでの反省です。そこを市民の皆さんに分かりやすく理解いただけるように整理をしたいと思っています。どういう活動だとどこの施設を使っていたかということをも、明らかにしたいと考えています。</p> <p>例えば、八日市文化芸術会館で文化団体が活動される場合は減免を受けられるが、コミセンで活動すると減免を受けられない等、今まで御不便をかけていましたが、そもそも施設の設置目的と活動が十分に周知できていなかったことから起こった課題となっています。そういったことを整理して、活動される方が一番使い勝手の良い場所で便利に使っていただける仕組みを整えたいという思いが第一にあり、文化芸術の方針をきちんと定めたいということで、今回基本計画を策定しました。</p> <p>計画の中で取組が10点ありますが、その中でそういったことも整理をしていきますので、市民の皆さんには、できるだけ齟齬が生じないように、便利に使用していただけるように進めていきたいと思っています。</p> <p>二点目の講座につきましても、コミセンで開催している講座とホールで開催している講座というのは同じような講座があります。高校生にもヒアリングをしましたが、いろいろな文化団体の活動があるにも関わらず、高校生にはほとんど伝わっておらず、「活動する場がない」と言われました。情報も伝えながら、小中高生も活動ができるような講座も設定できると思っていますので、それぞれの施設の在り方と併せて、それぞれの年齢層の方が御利用できる講座もそれぞれの施設で提供していけるような制度もまとめていきたいと思っていますので、この計画ができることによって、皆様の利便性が向上していくように形に進めていきたいと思っています。</p> <p>そうしたときにライフロング事業や生涯学習課の事業、福祉に係る事業等もありますので、連携をしながら市民の皆さんに正しい情報をお伝えできるように進めていきたいと思っています。</p>
篠原委員	中学生部活動の地域移行については、あまり話はでていませんか。
博物館構想推進課長	そうですね。その辺はもう少し生涯学習や青少年教育の部分とすり合わせも必要になってきますので、今回の計画につきましても7年間で設定していますが、7年間で終わりではなく、順次更新をしながらその都度課題を含めて取組を進めていきたいと思っていますので、そう

博物館構想推進課長	したことも内部で十分に調整をした上で、解決に向けて進んでいきたいと思ひます。
沖田委員	部活動の地域移行については、スポーツの場合は議論されますが、やはり文化関係の方も本当はもっと中学生などの若い方に加わってほしいが、受皿が十分でないと言われます。ぜひ、部活動の地域移行で中学校ではできない文化芸術活動につなげるようなパイプを作っていただきたいと思ひます。
青地委員	説明いただいた冒頭に、今回の冊子は令和6年4月1日からスタートということでしたが、遅れていると言われていました。なぜ、遅れているのでしょうか。
博物館構想推進課長	素案をまとめるに当たって、高校生や各文化団体、市民活動をされている団体、受皿となる施設にもヒアリングをし、その意見を反映させたいとまとめていましたが、いただく意見がこちらの想定よりも非常に多岐にわたる内容であり、それをまとめるのに時間を要しましたので、繰越をし、令和6年度の前半には案をあげたいと思ひています。
青地委員	今回このような形で作っていただいて、非常に楽しみにしています。しかも、この場に提案していただいたこともうれしく思っています。今後、完成した際や課題等の意見聴取の際については、また教育委員会に出していただく予定でしょうか。
博物館構想推進課長	計画として7年という設定をしていますが、状況の確認も踏まえて中間で見直しをかけていきます。最終的に期間が終わる時点でも見直しをかけますので、その期間というのが市の総合計画が更新する時期と少しずらして設定していますので、市の方針も踏まえながら、改めて市民の皆さんや教育委員会でも御意見をいただきながら、その都度出てくる意見も踏まえながらより良い計画にしていきたいと思ひます。これからも、改定のたびに皆様の御意見をいただきながらできるだけそれにこたえられるような計画にしていきたいと思ひています。
沖田委員	部活動の地域移行という大きなテーマがありますので、若い人に働きかけていただきたいと思ひます。今、ちょうどいい時期だと思いますのでよろしくお願ひします。
山本教育長職務代理者	非常に期待はい大きいですのでよろしくお願ひします。また、出来上がったときには、報告を楽しみにしています。
	続きまして、「4 報告事項」に移ります。
	「第2期東近江市教育振興基本計画施策評価について」説明をお願いします。
教育総務課長	それでは教育総務課から、第2期東近江市教育振興基本計画施策評価について御報告します。
	お手元の資料を御覧ください。
	表紙をめくっていただきますと、1ページに目的と評価基準を記載しています。

教育総務課長

目的ですが、第2期東近江市教育振興基本計画の推進に当たり、各課が取り組んだ事務事業の実績に基づき、計画の目標を達成するための「推進施策」の進捗状況について評価・点検を行い、計画の達成のために各課が実施する事業が最も効果的かを検証します。

また、本計画の見直しを図るため、今までの取組について、進捗状況を確認するとともに、現状と課題について確認することを目的としています。

評価基準については、①総合評価、②施策評価、③推進施策の成果と課題としています。

①総合評価ですが、教育振興基本計画における基本方針を実現するための「施策」は、大・中・小項目に分類されています。小項目ごとに1シートの施策を総合的に判断し、各施策の進捗状況の評価します。

②施策評価ですが、施策を実施するために「推進施策」が定められています。

各課が実施した事務事業の成果に基づき、各推進施策の進捗状況の評価します。

③推進施策の成果と課題ですが、施策の進捗状況等について、施策の評価の根拠となった成果と今後の課題・問題点等を具体的に記載します。

各課が実施した事業に基づき、各施策の達成状況や成果と今後の課題・問題点について記載します。

2ページ、3ページには推進施策一覧表として、施策体系、事業名、担当課を記載しています。

4ページから45ページにかけて、先ほど申しあげました評価基準に基づき、各担当課にて施策評価をしています。

なお、今回評価シートの変更を行った関係などで、作成が遅くなり申し訳ございませんでした。令和5年度事業の評価については、もう少し早い時期に行いたいと思います。

大変簡単ではございますが、報告は以上です。

山本教育長職務代理人

この件について、御意見、御質問はございませんか。

一点、45ページの施策評価で「d」の評価があったのは立派だと思いました。

各委員

(意見、質問等なし)

山本教育長職務代理人

続きまして、「福祉教育こども常任委員会報告について」教育部から報告をお願いします。

学校教育課指導主事

失礼します。学校教育課の磯崎です。

私からは、「令和5年度 東近江市立中学校部活動のあり方及び地域連携検討協議会 成果報告」について、説明させていただきます。

最初に確認ですが、この検討協議会は、東近江市立中学校の生徒が、将来にわたり持続可能なスポーツ・文化芸術に親しむことができる環境を構築するために、今年度初めて設置したものです。

東近江市における部活動を取りまく現状と課題ですが、市内には9校の市立中学校があり、今年度は3,125人の中学生が在籍しています。しかしながら生徒数は10年後には約850人減少し、2,270人程度になると予測できます。減少率が52.2パーセントの校区もあります。このように市内での生徒数の減少は、各学校における教職員数の減少、また部活動数の

減少につながり、部活動の存続に係る大きな課題となります。つまり、一校、一校の中学校単位では、部活動が実施できなくなる未来が見えているということです。既に今も入りたい部活動がないという理由で、小規模中学校から大規模中学校への校区外通学のなだれ現象が起きています。

また、今年度実施したアンケートより、生徒の学校部活動加入状況は 79 パーセントで、生徒の部活動に対する思いは友達と楽しく過ごすことを第一の目標にしながら、体力と技術の向上を目指していることが分かりました。保護者アンケートからは、地域クラブ活動に子どもを参加させることについて、子どもの意思に任せるとしつつ、送迎と受益者負担について懸念を持っていることが分かります。教職員アンケートからは、部活動が地域連携・移行に進むことについて 68 パーセントが賛成しつつ、兼職兼業許可を得て指導に関わることについては、30 パーセントが悩み、58 パーセントが関わるつもりはないとしていることが分かりました。

このようなことを踏まえ、今年度、次のような事項に取り組みました。

まずは、4月に検討協議会設置要綱の制定を行い、その後、2月末までに全5回の協議会を開催しました。

検討協議会を構成する委員は、資料中右の表のとおりです。

協議会では様々な内容を検討して参りましたが、地域連携の一つとして、令和6年度の部活動指導員の増員を目指し、要綱の改正と施行、ポスターやコードモンによる募集を積極的に行いました。また、先ほど説明したアンケートを実施し、考察と公表を行いました。次に、地域に求められる地域移行として、スポーツ少年団中学部団員の募集や地域クラブ活動実証事業団体の発掘と決定を行いました。

取組の成果としましては、以下4点挙げましたが、さらに地域連携のための部活動指導員の増員も成果として挙げられます。今年度、市内では朝桜中学校1名の配置から、令和6年度は10名の配置を目指しており、3月現在、4名を採用予定です。さらに3名程度の話が進んでおり、年間を通して人材の発掘及び確保を進めて参ります。

引き続き、来年度の事業計画です。

来年度は、検討協議会を継続し、地域連携を踏まえた持続可能な部活動のあり方を検討し、実証事業を実施します。

部活動指導員の充実に関しては、先ほど申し上げたとおりです。引き続き量と質の確保に努めます。

次に地域クラブ活動実証事業を行い、その事務局業務を担います。地域クラブ活動実証事業は地域移行の先駆けとなりうる取組で、令和6年度に予定している実証事業は永源寺バドミントンクラブ（仮称）と聖徳バスケットボールクラブ（仮称）の2つです。永源寺中学校と聖徳中学校を選出した理由は小規模中学校と大規模中学校で検証を行うためです。同時に、指導者を含め、受け入れ可能な地域クラブを増やしていきたいと考えています。

令和6年度は地域クラブ活動実証事業の事務局業務を検討協議会事務局が行いますが、令和7年度以降は新しい運営団体がその業務を行えるように運営団体の設立を目指します。

最後に以上のような活動を充実させるよう、令和7年度以降も学校との連携は不可欠であることから総括コーディネーター1名の雇用継続を予定しています。

検討協議会では、部活動を通じてスポーツ・文化活動を振興してきた日本の歴史を踏まえ、部活動の教育的意義の大きさも踏まえ、少しずつ議論を進めて参りました。次年度以降も、

学校教育課指導主事	<p>生徒、保護者、教職員、さらには地域の皆様にとって、「見える事業」として進めて参りたいと考えます。</p>
沖田委員	<p>スポーツは受皿があるのですが、文化活動も重要です。若い時から地域の方と文化活動を続けていくことに非常に意味があります。何とか先ほどの文化芸術振興計画とパイプを結ぶことができるといいなと思います。どういう形でアプローチして、部活動と結びつけるかということは今後の大きな課題だと思います。</p>
学校教育課指導主事	<p>文化活動に関わってですが、地域の受皿であればまだまだ発掘していかないといけないのですが、部活動指導員という立場で4名内定しています。そのうち1名は文化部であるコンピューター部で地域の方が入っていただく予定です。また、吹奏楽部でも2名ほど話が出ています。地域移行まではいきませんが、地域の方が部活動に入っていただく地域連携といった形で進んでいます。</p>
青地委員	<p>大変分かりやすい報告書です。来年度の事業計画ということで、方向性も検討していただいているのは大変うれしいことで、心強く思っています。</p>
山本教育長職務代理者	<p>ありがとうございます。 続きまして、「こども未来部」から報告をお願いします。</p>
こども相談支援課長	<p>こども相談支援課の加藤です。よろしくお願い申し上げます。 東近江市こども家庭センターの設置について御報告します。資料を御覧ください。 資料は、2ページございますので、主に2ページ目を御覧いただきますようお願いいたします。 現在、本市では子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を平成29年度に設置しています。 2ページの体系図の上部、現状を御覧ください。 子育て世代包括支援センターは、保健センターと子育て支援センターが母子保健や子育て全般の相談業務を行い、こども相談支援課が子ども家庭総合支援拠点として、児童虐待など支援の必要な家庭に係る業務や子育て相談を行っており、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点それぞれの職員、保健師や家庭児童相談員等が、連携・協力をし、相談支援を行っています。 課題として、児童福祉法、母子保健法の改正により、こども家庭センターを各自治体に設置することが努力義務化され、子育て世代包括支援センターが行う各種相談と子ども家庭総合支援拠点が行う相談支援を一体的に提供できる体制の強化が求められています。 このことから、取組として、本市では令和6年4月1日に東近江市こども家庭センターを設置し、有機的な連携機能の充実を図りたいと考えています。 資料2ページの体系図の下部、令和6年度からを御覧ください。 こども家庭センターには、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の共通の管理職として、組織全体のマネジメントを行う責任者であるセンター長を配置します。その下に、母子保健と児童福祉双方の知識を有した保健師又は社会福祉士などの資格を有する職員を統括支援員として配置します。</p>

こども相談支援課長	<p>統括支援員は、合同ケース会議の進行、保健師や家庭児童相談員等が支援を行う上での指導・助言など実務面の中核となる業務マネジメントを行います。</p> <p>このことで、効果として、妊婦から子ども、子育て家庭に、保健師や家庭児童相談員などが連携・協力した一体的な支援、(1)切れ目なく、誰一人漏らさない包括的な支援、(2)早期支援による虐待予防、(3)ニーズの把握や、民間団体と連携しながら、多様な家庭環境に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓を行い、更なる支援の充実・強化が図れると考えています。</p> <p>妊娠から出産・子育て期では、様々な不安や悩みを抱えている保護者が多く、相談のニーズが高まっています。また、複雑な家庭環境などにより、子ども自身も虐待などの困難を抱えているケースが多数あるのも現状です。</p> <p>そのためにも、妊産婦・子育て世帯、子ども、誰一人取り残すことなく、安全で安心した生活が送れ、子どもが健やかに成長できるよう、より充実した取組を進めてまいります。</p>
山本教育長職務代理者	この件について御意見、御質問等ございませんか。
各委員	(意見、質問等なし)
山本教育長職務代理者	それでは、続いて「5 その他」の各課報告に移ります。各課からお願いします。
各課報告	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども版教育しがNo.2 (学校教育課) ●研究所だよりNo.245、246 (教育研究所) ●報告事項 (生涯学習課) ●報告事項 (図書館)
山本教育長職務代理者	各課からの報告について、御意見等がございましたらお願いします。
各委員	(意見、質問等なし)
山本教育長職務代理者	以上で、全ての案件が終了しました。全体を通して、御意見、御質問はございませんか。
各委員	(意見、質問等なし)
山本教育長職務代理者	<p>それでは、次回ですが、第3回臨時会を4月1日(月)、赴任式終了後に「てんびんの里文化学習センター多目的研修室」で開催しますので、よろしく申し上げます。</p> <p>また、第4回定例会は、4月22日(月)午後1時30分から「市役所 東庁舎 東D会議室」で開催しますので、よろしく申し上げます。</p> <p>第5回定例会は、あらかじめ事務局から委員の皆さんへ確認しているかと思いますが、5</p>

山本教育長職務代理者	月 24 日（金）午後 3 時 30 分から「市役所 東庁舎 東D会議室」で開催しますので、よろしく申し上げます。 ここで、事務局から今後の日程について連絡があります。
事務局	（事務局から連絡）
山本教育長職務代理者	それでは、以上をもちまして、令和 6 年第 3 回教育委員会定例会を終了させていただきます。
会議終了	午後 3 時 10 分

会議録署名委員

会議録署名委員

教 育 長
